新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)(以下「特別支援金(テレワーク移住)」という。)の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、テレワークの普及により、住む場所を問わない「転職なき移住」が可能になり、三大都市圏在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、予算の範囲内において本市へテレワークにより移住する者に対し特別支援金(テレワーク移住)を交付することで、三大都市圏から本市へのテレワークによる移住・定住を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条の2 この要綱において、三大都市圏とは、次の区域をいう。
 - (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域をいう。
 - (2) 名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県の区域をいう。
 - (3) 大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。

(特別支援金(テレワーク移住)申請者の要件)

- 第3条 特別支援金(テレワーク移住)を申請できる者は、次に掲げる各号の要件全てに 該当する者とする。
 - (1) 次条で定める移住元に関する要件
 - (2) 第5条で定める本市に関する要件
 - (3) 第6条で定めるテレワークに関する要件
- 2 第9条の方法により、2人以上の世帯の場合にあっては50万円、単身の場合にあっては30万円の特別支援金(テレワーク移住)を特別支援金(テレワーク移住)申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第7条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。

(移住元に関する要件)

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、本市に住民票を移す直前に、連続して1 年以上、三大都市圏に在住していた者とする。

(本市に関する要件)

第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する 者とする。

- (1) 令和3年4月1日 以降に、本市に住民票を移して転入(以下「転入」という。) し、かつ、テレワークを開始したこと。
- (2) 特別支援金(テレワーク移住) の申請時において、本市に転入後6か月以内であること。
- (3) 本市に、特別支援金(テレワーク移住)の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 市税を完納していること(申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。)。
- (7) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住促進特別支援金を受給していないこと。ただし、移住促進特別支援金を全額返還した場合や本市が認める場合を除く。
- (8) その他市長が特別支援金(テレワーク移住)の対象として不適当と認めた者でないこと。

(テレワークに関する要件)

- 第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。
 - (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を1年以上引き続き行うこと。
 - (2)移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (3) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(2人以上の世帯)

- 第7条 特別支援金(テレワーク移住)申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の 要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。
 - (1) 本市に転入する前の居住地において、特別支援金(テレワーク移住) 申請者と住 民票の上で同一世帯に属していたこと。
 - (2) 特別支援金(テレワーク移住) の申請時において、特別支援金(テレワーク移
 - 住) 申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。
 - (3) 支給申請時において転入後6か月以内であること。

- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (特別支援金(テレワーク移住)の申請)
- 第8条 特別支援金 (テレワーク移住) 申請者は、特別支援金 (テレワーク移住) 交付申 請書兼実績報告書 (様式1) を本市に提出しなければならない。
- 2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 本人確認書類の写し
 - (2) 移住元の住民票除票の写し(世帯で申請する場合は世帯全員分)
 - (3) 振込先が確認できる預金通帳の写し
 - (4) 就業先企業等の就業証明書 (テレワーク用) (様式2-1又は様式2-2)
 - (5) 新潟市制度用の納税証明書(申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。)
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(特別支援金(テレワーク移住)の支給方法)

第9条 第8条の申請があったときは、その内容を審査し、特別支援金(テレワーク移 住)を支給することが適当と認めるときは、特別支援金(テレワーク移住)交付決定兼 確定通知書(様式3)を交付し、特別支援金(テレワーク移住)を支給するものとす る。

(特別支援金(テレワーク移住)の全額返還)

- 第10条 特別支援金(テレワーク移住)の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付決定の全部を取り消し、特別支援金(テレワーク移住)の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる特別支援金(テレワーク移住)受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
 - (2) 特別支援金(テレワーク移住)の申請日から1年以内に本市から転出した場合
 - (3) 第6条の要件を満たさなくなった場合

(他の補助金との併給の禁止)

第11条 新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく移住支援金の交付を受けた者は、 特別支援金(テレワーク移住)の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金(テレワーク移住)の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

(宛先)新潟市長

特別支援金(テレワーク移住)交付申請書兼実績報告書

新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)交付要綱第8条の規定に基づき、特別支援金(テレワーク移住)の交付を申請するとともに、実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別		生年月	月日	
氏名			西暦	年	月	日
住所	₸	電話番号				
メールアドレス						

2 交付申請額・実績報告額

円

3 特別支援金 (テレワーク移住) の内容(該当するものに○を付けてください)

	単身・世帯	A. 単身	B. 世帯	B. 世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1の申請者は含まない)	人	
--	-------	-------	-------	---------------------------------------	---	--

4 各種確認事項(該当するものに○を付けてください)

別紙1「特別支援金(テレワーク移住)に関する誓約 事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「特別支援金 (テレワーク移住) に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、本市に居住する意思 について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を 有する者でないことについて	A. 関係を有するも のでない	B. 関係を有するも のである
新潟市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令 である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、特別支援金(テレワーク移住)の支給対象となりません。

5 転出元の住所

|--|

6	移住後の就業状況

勤務先部署		
勤務先住所		
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()	

7 特別支援金 (テレワーク移住) の振込口座

					銀 ²	行 • 信用 農業協同組	金庫・	信用組合 の他	金融機関コート、			
				本店 支店	店番号				預金 種別	普通(総	合)・当座	・貯蓄
П	座	番	号									
フ	IJ	ガ	ナ									
	座。	名義	人									

※支援金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

8 申請者と一緒に転入した家族等の情報

名前	年齢	住所
	歳	
	歳	
	歳	
	歳	

9 添付書類

【必ず必要な書類等】

- □ ①写真付き身分証明書の写し
- □ ②別紙1 (誓約事項)、別紙2 (個人情報取扱)
- □ ③移住元の住民票除票の写し(2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む。転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証するもので、世帯主欄や続柄の欄を省略しない。)
- □ ④振込先が確認できる預金通帳の写し(キャッシュカードの写しも可)
- □ ⑤新潟市制度用の納税証明書(申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。)
- □ ⑥テレワーク用就業証明書 (様式 2-1 または 2-2)

(様式1別紙1)

特別支援金(テレワーク移住)に関する誓約事項

- 1 特別支援金(テレワーク移住)に関する報告及び立入調査について、新潟市から報告 及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 特別支援金(テレワーク移住)の居住地等その他特別支援金(テレワーク移住)に係る要件をチェックするため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)交付要綱第10条の 規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、特別支援金(テレワーク移住)の全額を返還 します。
- (1)特別支援金(テレワーク移住)の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合
- (2) 特別支援金 (テレワーク移住) の申請日から1年以内に新潟市以外の市区町村に転出した場合
- (3)特別支援金(テレワーク移住)の申請日から1年以内にテレワークに関する要件を 満たさなくなった場合

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

(様式1別紙2)

特別支援金(テレワーク移住)に係る個人情報の取扱い

新潟市は、特別支援金(テレワーク移住)の実施に際して得た個人情報について、新潟市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、特別支援金(テレワーク移住)の実施のために利用します。

また、新潟市は、当該個人情報について、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

新潟市長様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(移住促進特別支援金(テレワーク移住)用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
(移住前)	
勤務者住所	
(移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
就業年月日	
新潟市でのテレワーク開始日	
雇用形態	週 20 時間以上のテレワークの実施
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方 創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

移住促進特別支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟市の求めに応じて、新潟市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

新潟市長 様

申請者名 居住地

就業時間の証明書(移住促進特別支援金(テレワーク移住)用) ※個人事業主・フリーランスの方向け

下記のとおり事実であることを証明します。

記

業種 (商号・屋号)											
就労開始日	<u> </u>			年	月		目				
	合計時間				月間		週間 (うち(休憩時間		時 分)	間
就労時間		就労日数			月間		週間				目
(固定就労の場合)	平日	時	分	~		時	分	(うち休	憩時間		分)
	土曜	時	分	\sim		時	分	(うち休	憩時間		分)
	日祝	時	分	\sim		時	分	(うち休	憩時間		分)
	合計時間 就労日数				月間		週間			時	間
							(うち(休憩時間		分)	
就労時間 (変則就労の場合)					月間		週間				日
	主な就労時間帯				時	分	· ~	時	È	分	
	土な処力时间布					(うち(休憩時間		分)		
就労実績 (直近3カ月)	日/	年 月7月、	引 時間/月	目/	年 [/] 月、	月 時	間/月	日,	年 /月、	月 時	間/月
特記事項(備考)											

※納税地変更届(写し)を添付する

新 雇 暮 第 号 年 月 日

様

新潟市長印

特別支援金(テレワーク移住)交付決定兼確定通知書

申請のあった特別支援金(テレワーク移住)について、新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり交付決定し、確定したので通知します。

記

交付決定額 • 確定額

円

(備考)

- 1 新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)交付要綱第10条の規定に基づき、以下の場合には、特別支援金(テレワーク移住)の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合
 - ・申請日から1年以内に新潟市以外の市区町村に転出した場合:全額
 - ・申請日から1年以内にテレワークに関する要件を満たさなくなった場合:全額
- 2 特別支援金 (テレワーク移住) に関する誓約事項1に基づき、特別支援金 (テレワーク 移住) が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関 係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請 したものと推定し、(備考) 1に定める返還請求を行う場合があります。